

## 新たな担保制度として創設される企業価値担保権

## ～ 事業性融資の定着に向けて新制度の周知・利用促進が重要に ～

- (1) 本年6月7日、「事業性融資の推進等に関する法律案」が成立し(図表1)、新たな担保制度として「企業価値担保権」(注)が創設されることに(新法は2年半以内に施行)。企業価値担保権では、有形資産(不動産等)に加え、無形資産(事業ノウハウ、知的財産、顧客基盤等)を含めた総財産(事業価値)が担保権の対象に(図表2)。
- (2) 新たな担保制度の創設により、①不動産担保や経営者保証に依存せず、事業実態や将来性に着目した融資(事業性融資)が受けやすくなる、②借り手の事業に対する貸し手(金融機関)の関心が高まり、より緊密な経営改善支援が行われる、といった効果を期待可能。
- (3) 一方、企業価値担保権の設定にあたっては、同担保権の濫用を抑制する観点から、担保を設定できる主体(担保権者)を、新たに創設する信託業の免許を受けた事業者(「企業価値担保権信託会社」)に限定(図表3)。具体的に、債務者(担保権設定者)を委託者、担保権者を受託者とする信託契約を締結する形(貸し手(金融機関)が担保権者になることも可能)。
- (4) 今後課題となるのが、新たな担保制度の周知と利用促進。前述のように信託契約を用いる複雑な取引形態となったことで、手続きの煩雑化や管理コストの増大が懸念され、活用が想定通り進まない恐れあり。新法では、同担保権の活用支援を行う組織として「認定事業性融資推進支援機関」が整備される見通し(図表4)となっており、こうした動きも含め、新たに創設される企業価値担保権の認知度向上や利用促進、好事例の共有等を、官民が連携し、積極的に推進していくことが重要。

(注) 2022～23年に金融審議会等で検討された際は、「事業成長担保権」という仮称だったが、名称が変更された。

(図表1)

## 「事業性融資の推進等に関する法律案」の概要

<b>【基本理念】</b> 事業者と金融機関等の緊密な連携の下、 <b>事業の継続及び発展に必要な資金の調達</b> 等の円滑化を図る
<b>【事業性融資本部の設置】</b> <b>事業性融資の推進</b> に総合的、集中的に取り組みため、 <b>金融庁に「事業性融資推進本部」を設置</b> (金融担当相(本部長)、経済産業相、財務相、農林水産相、法務相等が構成員に)
<b>【企業価値担保権の創設】</b> 有形資産に乏しいスタートアップや、事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、新たな担保制度を創設
<b>【認定事業性融資推進支援機関制度の導入】</b> 事業性融資について高度な専門的知見を有し、事業者や金融機関等に対して助言・指導を行う機関を認定

(図表2)

## 「企業価値担保権」の概要

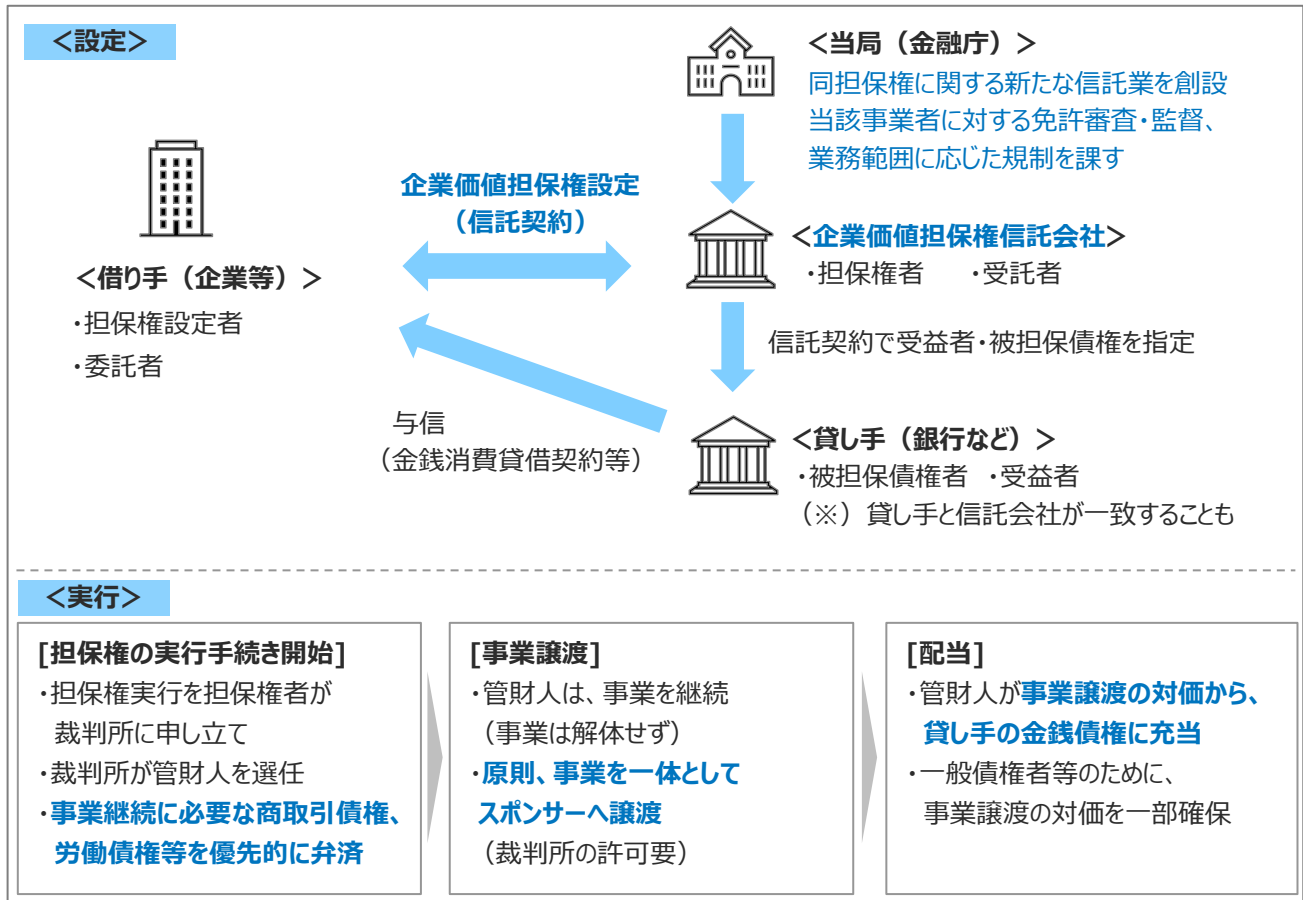
担保目的財産	<b>総財産</b> (将来キャッシュフローを含む事業全体の価値)
借り手 (債務者・設定者)	株式会社・持分会社 (自己の債務を担保するためにのみ設定可)
担保権者	<b>企業価値担保権信託会社(新設)</b> (※) 銀行等は簡易な手続きで免許を交付
貸し手 (被担保債権者)	制限なし (※) 銀行以外に、投資ファンド等も利用可
対抗要件	商業登記簿へ登記
借り手の制限	担保目的財産の処分は基本的に自由 (※) 事業譲渡等、担保価値の毀損につながる通常の事業活動外の行為は、担保権者の同意が必要
貸し手の 制限制約	粉飾等があった場合を除き、 <b>経営者保証の利用を制限</b>

(資料) 金融庁「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料」をもとに日本総研作成

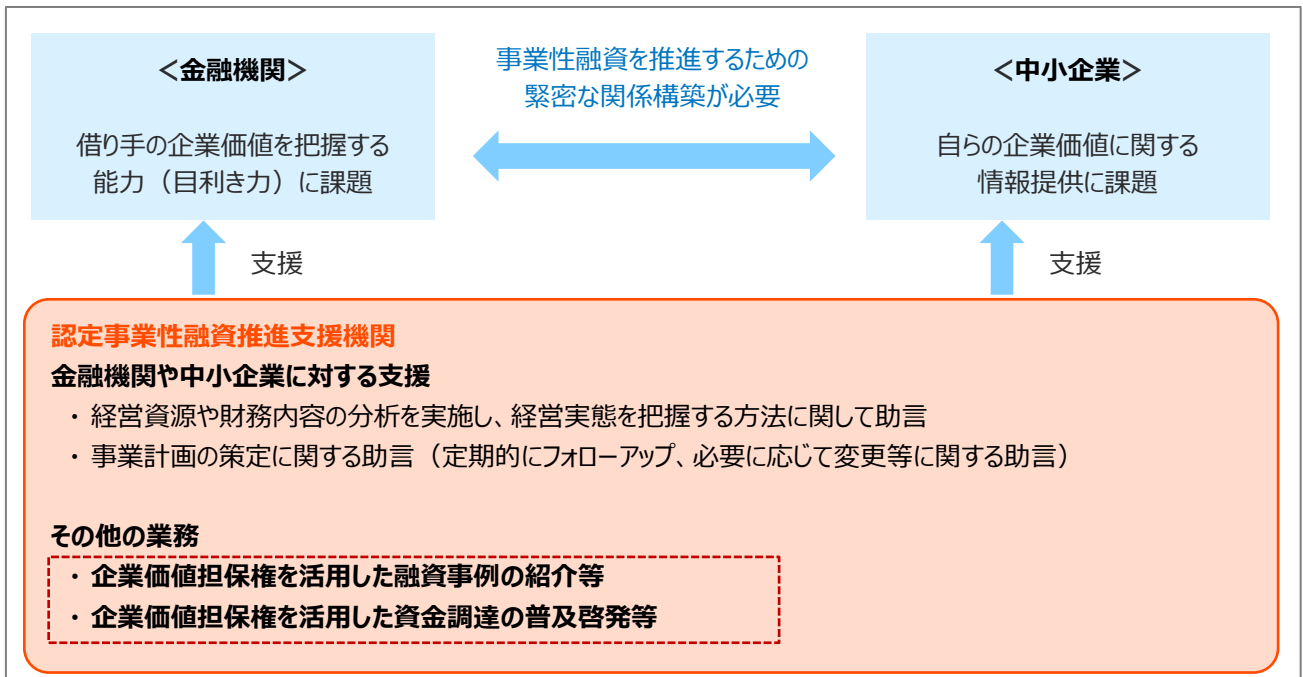
【ご照会先】調査部 主任研究員 谷口 栄治 (taniguchi.eiji@jri.co.jp, 080-4377-3420)

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものでありますが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

(図表3) 「企業価値担保権」で想定される取引形態 (設定・実行)



(図表4) 事業性融資を推進する支援体制 (認定事業性融資推進支援機構)



(資料) 金融庁「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料」をもとに日本総研作成

【ご照会先】調査部 主任研究員 谷口 栄治 (taniguchi.eiji@jri.co.jp , 080-4377-3420)

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものでありますが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。